

国見町条例第5号

国見町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

国見町個人情報保護法施行条例（令和5年国見町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項中「、」を削り、「提供」の前に「この条例の施行後に」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第4項中「、」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。